



5 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。

6 大野市歴史博物館、大野市民俗資料館、武家屋敷旧内山家、和泉郷土資料館、武家屋敷旧田村家の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。

7 越前大野城、笛資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は350円とする。

8 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。